

Client Alert

December 2014

カナダにおける先住民問題による プロジェクトへの影響：Tsilhqot'in Nation のケース

はじめに

今夏、カナダの最高裁判所は *Tsilhqot'in Nation v. British Columbia*において、重大な判決を下した。カナダで最も権威のある裁判所がブリティッシュコロンビア州の Tsilhqot'in 先住民が伝統的に利用してきた土地の一部に先住民権を与えたのである。

これはカナダにおいて初めて先住民権を与えた判決であり、場合によっては今後、カナダで資源開発のために先住民（以下、「ファーストネーション」）の承諾を得なければならなくなる。この判決はさらに、カナダ政府（以下、「国」）のファーストネーションと協議する義務及び当該土地に州の工業やエネルギー規制が適用される範囲を明確にした。

訴訟内容

Tsilhqot'in 民族は、長い間土地に関わる問題を抱えていた。他のファーストネーションの民族と違い、彼らは国と条約を結ばず、伝統的に利用してきた土地をあきらめようとしなかった。このような状況は、先住民権の問題を提起していないブリティッシュコロンビア州やアルバータ州においてよく見られる。

本訴訟において Tsilhqot'in 民族は、ブリティッシュコロンビア州政府がファーストネーションの承諾を取得せずに約 1,750km² 規模の Tsilhqot'in の土地について商業用伐採許可を与えたことに対し、同州政府を提訴している。

判決及び解決された法的課題

カナダの最高裁判所は、以下を理由として、Tsilhqot'in 民族の主張を支持した。

- ファーストネーションの者が土地に対する所有権を主張する場合、土地を集約的に占有していた具体的証拠を提示する必要はない
- 部分的に移動生活を送るファーストネーションは、自らのものとして土地を利用することのみで所有権を確立できる
- 先住民権が確立した場合、国はファーストネーションと協議するだけではなく、当事者の利益も考慮しなければならない
- 今回のように協議も考慮もなく州が伐採許可を発行したのは、ファーストネーションに対する義務に違反している

この判決は、ファーストネーションが自らが所有する土地における商業用伐採を制止できるようにするものであり、同時にいくつかの重要な法的課題を解決している。

1. 先住民権の条件：先住民権は、ファーストネーションによる土地の「十分かつ、継続的、独占的」な占有によって確立する。これらの各用語の意味は文化的配慮に基づき、考慮されなければならない。
2. 先住民権の性質：ファーストネーションは土地をどのように利用するかを決定する権利及びその利用による受益権を独占的に有する。
3. 国による協議の義務の範囲：
 - a. 先住民権が確立する前に行う協議や和解のレベルは、ファーストネーションの土地に関する主張の強さ及びファーストネーションの権利に対する侵害の深刻さによって左右される。
 - b. 先住民権が確立された後、国がファーストネーションの土地に対して侵害を行う場合、切実かつ重要な政府の目的を示し、弁明しなければならない。なお、当該権利の侵害は、その目的を達成するために必要である範囲を超えてはいけない。
 - c. 十分な協議を行わなかったという主張は、影響を受けるファーストネーションの承諾を得ることで退けることができる。
4. 州の賃貸借、許可：ファーストネーションの土地において先住権が第三者に移転するような許可を発行することは、ファーストネーションの所有権を侵害するものである。ファーストネーションの承諾を得ずに行った場合は正当な理由がなければならない。

今後の開発への影響

この判決は、アルバータ州及びブリティッシュコロンビア州における資源開発に重大な影響を与える。多くのファーストネーションは国と条約を締結しておらず、これらの州の広範囲における土地はいまだに先住民権主張の対象となっている。また、これらの州は、鉱業およびエネルギープロジェクトが多く所在する場所でもある。

事業とファーストネーションの関係を明確にし、それぞれの当事者の理解を明示する Impact and Benefit Agreement（事業による影響と利益分配等を定める契約）については、内容をさらに詳細に定めなければならず、交渉がますます難しくなる可能性がある。

ファーストネーションが、Enbridge Inc が計画する Northern Gateway パイプライン開発のような議論の的となるプロジェクトに反対する場合、先住権の存在と国による協議が不十分であることの 2 点を証明することでプロジェクトが取り消される可能性もある。

今後、資源開発プロジェクトや州による許可制度が更なる訴訟の対象となることを避けるため、国は一層積極的な対策をとらなければならない。既存の権利要求に関する交渉及び解決は急を要する。

日系企業への影響

今後、カナダにおける資源開発プロジェクトに参入する日系企業は、先住民権に関する権利要求が存在する場合、ファーストネーションと直接協議することを勧める。過去には、この協議はプロジェクトオペレーターと国に任せられていたが、プロジェクトに要する時間と費用を鑑み、全ての関係者がデューデリジェンスを実施することがますます重要となる。

本クライアントアラートに関する
お問い合わせ先

アン・ハン
パートナー^r
03 6271 9443
anne.hung@bakermckenzie.com

ナイル・モリス
シニア・アソシエイト
03 6271 9530
niall.morris@bakermckenzie.com

ベーカー＆マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山 森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

先住民権が確立した又は確立する可能性がある場合は、国が採掘又は掘削作業を許可する前にファーストネーションと適切に協議し、承諾を得たことを確認しなければならない。さらに、先述の Impact and Benefit Agreement を精査し、先住民権の侵害を十分に正当化できる同意が行われていることを確認しなければならない。

今後投資を考えている企業は、プロジェクト開発の期間や工程をよりよく把握するために、プロジェクトに関わるそれぞれの土地の権利要求について現況を理解すべきである。

本クライアント・アラートに関するご質問やお問い合わせは、[ナイル・モリス](#)までご連絡ください。